

保険・年金 フォーカス

改正ベトナム保険事業法(10)

設立と運営免許（その1）

保険研究部常務取締役研究理事 松澤 登

(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1——はじめに

本稿はベトナムにおいて大改正（2023 年 1 月より施行）された保険事業法（Law on Insurance Business）の続き（10 回目）を解説するものである。なお、[前回](#)（9 回目）は 2024 年 2 月末に出していて、その後、諸般の事情によりしばらく中断していたが、今般、再開することとしたい。

2022 年保険事業法の英語版はベトナムの国会あるいは監督官庁である財務省としては出していないので、本稿は翻訳ソフトを使用してベトナム語を英語に翻訳したものをベースとしている。したがって正確に翻訳できていない可能性がある。

前回（9 回目）までで保険契約に関する法律部分は終わり、本稿から「第 3 章 保険会社、再保険会社、海外会社の国内支店」の解説となる。本稿は第 3 章の第 1 節「設立と運営免許」の 1 回目である。条文としては 62 条から 68 条である。

今回の解説部分は日本の保険業法の取り扱う分野であり、ベトナム保険事業法と日本の保険業法を比較しながら論じていきたい。なお、以降ではベトナム保険事業法を単に保険事業法と記載し、日本の保険業法を単に単に保険業法と記載するのでご留意願いたい。

2——会社形態と業務範囲(62 条・63 条)

1 | 保険会社と再保険会社の会社形態（62 条）

保険会社と再保険会社の運営組織形態：保険事業法 62 条では保険会社・再保険会社に認められる会社形態の種類を列挙している。それは以下の 2 形態に限定される。

1. 株式会社(Joint Stock company)
2. 有限責任会社(Limited liability company)

—ここでは翻訳に則った訳語を載せている。厳密に言えば、Joint Stock Company を株式会社と呼ぶのが適切かどうかは疑問であるが、ベトナム会社法を見た限りでは日本の株式会社と概ね同じ

制度として設計されているようだ（同法 110 条以下）。他方、ベトナムにおける有限責任会社は社員が資本を出資し、それを持分として所有する（ベトナム会社法 48 条 1 項）。会社の基本的事項等は社員総会において、持分割合に応じた多数決によって決定する（同法 50 条）などの特徴を有する法人形態である¹。

日本では、保険会社の会社形態としては、株式会社と相互会社のみが認められている（保険業法 5 条の 2）。

2 | 保険会社の業務範囲(63 条)

保険事業法 63 条は保険会社の業務範囲について定める。

(1) 保険会社の業務範囲は以下の通りである（同条 1 項）。

- a) 保険事業、再保険事業、出再事業
- b) 保険事業にかかる資産の管理と投資
- c) 付随業務の提供
- d) 保険事業の運営に直接関連するその他の事業

— 保険業法では、保険会社は①固有業務である保険の引受け事業・資産運用事業（＝上記 a) b) に該当）、②保険事業に付随する業務（＝上記 c) に該当）、③法定他業のみを行うことができるとされている（97 条～100 条）。保険事業法の条文と比較すると③法定他業と「d) 保険事業の運営に直接関連するその他の事業」との関係がどのようになっているかが問題となるが、詳細は不明である。なお、再保険事業については次項参照。

(2) 再保険会社の業務範囲は以下の通りである（同条 2 項）。

- a) 再保険事業、出再事業
- b) 再保険事業にかかる資産の管理および投資
- c) 再保険事業の運営に直接関連するその他の事業

— 保険業法には再保険事業および再保険会社等に係る特有の規定は存在しない。保険業法では再保険会社は一般に損害保険会社が兼業するものと位置付けられている（3 条 5 項）²のみである。

(3) 保険事業法 63 条 3 項は保険会社の他業禁止（保険業法 100 条に該当）および生損保の分離（保険業法 3 条 3 項に該当）について定めるものである。条文としては、以下の通りである。

保険会社は保険事業法 7 条 1 項に定められた業種（生命保険業、医療保険業、損害保険業）のみを行うことができる（同条 3 項）。そして、以下の制限がある。

- a) 生命保険会社は生命保険業とあわせて医療保険業を営むことができる。
- b) 損害保険会社は損害保険業とあわせて 1 年以下の医療保険と 1 年以下の死亡保険を引受けることができる。
- c) 医療保険会社は医療保険業とあわせて 1 年以下の死亡保険を引受けることができる。

— 医療保険業を営む会社が独立して認められているのが日本と比較した際の保険事業法の大きな特

¹ JICA https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzi-att/enterprise_law_2020.pdf の訳による。

² 生命保険事業の再保険は生命保険会社等が引受けられることとなっている（保険業法 3 条 4 項 3 号）。

色である。保険業法では生命保険会社および損害保険会社の双方が医療保険について制限なく引受けられるとされているが、専門の医療保険会社という形態は認められていない（3条4項・5項）。また、損害保険会社が販売できる医療保険に1年以下という期間制限がついている。このあたりは日本の損害保険会社が疾病死亡保障の付いた海外旅行保険を引受けられるところに似ている。さらに損害保険会社が1年以下とはいえ普通死亡保険を引受けられるのも特徴的である。

3——保険会社および再保険会社の設立免許の一般条件(64条)

- (1) 設立時に出資する株主または社員の条件は以下の通りである（保険事業法 64 条 1 項）。
- a) 会社法にしたがって、ベトナムで会社を設立し、運営することができる団体又は個人³。
 - b) 法的地位を有する団体である場合は合法的に運営されていること。仮に団体が保険会社の 10% 以上の資本金を拠出する場合には、団体の事業が免許申請時点で 3 年連続利益を生じさせていること、および政府の設定した財政上の条件を満たしていること。
 - c) ベトナム国内で運営することが認可されている保険会社または再保険会社が、子保険会社を設立するには、親保険会社が免許申請時点で 3 年連続利益を生じさせていることと、法の定める資本十分性を満たしていること。

—保険業法では免許申請者が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること（5条1項1号）としている一方で⁴、保険事業法では保険会社に設立資金を提供できる資本提供者の財務上の資格が限定されている。保険業法という免許申請者と保険事業法という資本提供者とは、現実には似た存在であろう。いずれも設立母体が十分な財産基盤を有すべきという点においては同様である。

(2) 資本規制は以下の通りである（同条 2 項）。

- a) 定款資本はベトナムドンで、政府の定めた最低額以上を払い込まなければならない。
 - b) 払込資本の原資として、借入金または投資信託からの金銭を使用してはならない。
- 保険業法では資本金又は基金は 10 億円以上とされている（6 条 1 項）。つまり円建てである。また、日本の会社法 52 条の 2 は見せ金による資本金の払込を違法としている。なお、保険会社に限らないが、設立準備会社への資本金の仮払込み⁵は禁止されている（会社法 52 条の 2）。

(3) 人的資源要件として、以下が規定されている（同条 3 項）。取締役会議長、理事会長、取締役、法務部長、保険計理人は保険事業法 81 条に定める条件、管理能力水準、経験、専門的素質を有することが期待される。

—保険業法では、申請者が、その人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること（5 条 1 項 2 号）を要する。また保険会社の常務に従事する取締役の適格性を求める条文もある（8 条）。

³ 個人には財務上の最低基準等の規定は見当たらない。

⁴ 主要株主規定（保険業法 271 条の 10）も関係してくるが、ここでは省略する。

⁵ たとえば、1000 万円を金融会社から借りてきて、資本金払込口座に振り込み、そのお金をすぐに銀行に返済することなどを言う。

範囲は異なるものの、ベトナム・日本で類似の規律になっていると言える。

(4) 保険事業法の下で求められる組織形態を有し、会社法に則った定款を保有すること(同条4項)。
— 保険業法では、保険会社株式会社または相互会社であるほか、保険会社は監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社でなければならない(5条の2)。日本では株式会社といっても3種類の機関設計が可能であるが、ベトナムではさほど複雑なものにはなっていない。

4——保険会社および再保険会社の設立に出資する者の条件(65条～68条)

1 | 有限責任会社形態の保険会社および再保険会社の設立に出資する社員の条件(65条)

有限責任会社の形態をとる保険会社に出資する社員は保険事業法 64 条に定める組織と条件を満たすほか、以下の条件を満たさなければならない(保険事業法 65 条)。

(1) 社員が外国法により設立された団体の場合の条件(同条1項)

- a) 保険会社、再保険会社、金融会社、外国保険会社であること。
- b) 免許申請時の直近3年間にわたって上記の会社等が本店を置く国の保険関連法の重大な違反がないことを外国保険当局に確認された者。
- c) 文意不明
- d) 設立と運営許可申請届出の直前の年度の総資産が20億ドル以上であること。
- e) ベトナムに設立が予定される保険会社または再保険会社について、財務、技術、会社統治、リスク管理、会社運営の支援に注力することを約束し、保険会社または再保険会社が保険事業法に則って財務上の健全性とリスク管理の規制を確保すること。
- f) 上記、b)、c)、d)に定める要件を満たすa)に掲げる会社は、ベトナム国内において保険会社、再保険会社を設立する目的のための、オフショア投資業務を行う子会社を設立する権限を有する。保険会社の子会社であってオフショア投資業務を専ら行う会社は上記d)の要件を満たさなければならない。

— 本項は外国資本が有限責任会社の形態をとるベトナム国内保険会社設立にあたって、設立者(=社員)の要件を定めるものである。ベトナム国内の保険会社設立のためのオフショア投資会社の設立まで規定しているところに特色がある。

保険業法では外資系資本による保険会社の設立にあたって、出資者について特別な要件を定めていない。なお、保険会社の主要株主(原則20%以上の保険会社の株式を保有)について、財産及び収支の状況に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないことが要件とされている(保険業法 271 条の11 第2号)。これは外資系、国内系にかかわらず適用される。

(2) 保険会社を設立しようとする、ベトナム法に基づいて設立された営利団体に対する要件としては、免許申請の前年度の総資産が2兆ドンであること(同条2項)

— これはベトナム系資本が保険会社等を設立する場合の要件である。

(3) 本条1項、2項に従い、政府が各期間に適した最低総資産を定める(同条3項)。

— 1項、2項では法定の最低総資産を規定しているが、本項ではベトナム政府が最低総資産に免許付与時に必要となる総資産を上乗せすることができることとされている。

2 | 株式会社形態の保険会社および再保険会社の設立に出資する株主の条件(66 条)

株式会社形態の保険会社または再保険会社の設立にあたっては保険事業法 64 条に定める一般的条件のほか、以下の条件を満たさなければならない（保険事業法 66 条）。

(1)最低 2 名の株主が存在し、それぞれの株主（団体株主に限る）は以下の要件を満たさなければならない（同条 1 項）。

a)保険会社または再保険会社の定款資本の 10%以上を出資すること（団体株主に限る）。

b)保険事業法 65 条の規定を遵守すること。

(2)個人株主は 10%を超えて出資してはならない（同条 2 項）。

—この条文に該当する保険業法上の規定はない。

3 | ベトナムにおいて外国保険事業者が支店を設立・運営するための条件(67 条)

本条はベトナム以外で立された保険事業者がベトナム国内に保険会社を設立するのではなく、支店を設置することで保険業を営む際の条件を定めている（保険事業法 67 条）。内容は以下の通りである。

(1)外国損害保険業者、外国再保険業者がベトナムに支店を設ける場合には以下の条件を満たさなければならない（同条 1 項）。

a)ベトナムと外国保険業者等が存在する国との間でベトナム支店設置の合意、およびベトナム財務省が外国保険業者等のベトナム支店を管理監督することの合意を含んだ国際的協定に基づいていること。

b)外国保険業者等が本店の存在する国の保険監督当局からベトナムで一定範囲の業務を行うことの許可を受けたこと。

c)ベトナムで免許を与えられる保険分野で最低でも 7 年の事業経験があること。

d)保険事業法 65 条に定める最低総資産を有すること。

e)外国損害保険事業者等が免許申請前、直近 3 年度連続で利益を出しており、ベトナム政府の定める財務条件を満たすこと。

—保険業法でも外国で設立された保険会社（法律上、外国保険事業者という）が免許を受けて日本に支店を設けて営業することが認められている（185 条 1 項）。この免許を受けた外国保険業者を法律上、外国保険会社等と呼ぶ（2 条 7 項）。支店の免許申請には、本国で保険業の開始と法人の設立が適法に行われ、かつ日本で行おうとする保険事業を適法に行っているとする公的な証明書を提出することとされている。そのほかは、基本的に保険会社の保険業の免許取得と変わらない手続が必要となる（187 条）。ベトナムでは支店設置にあたっては、事前に外国保険業者の設立国との間の協定等が必要であることや、外国生命保険業者がベトナムに支店を出すことは認められていない点に特徴がある。

(2)外国損害保険会社、外国再保険会社の支店は以下の要件を満たさなければならない（同条 2 項）。

a)政府の要求する最低資本をベトナムドンで保有すること。

b)支店を設置する財源が法的に認められたものであって、借入金や投資信託金であってはならないこと。

c) 支店の支配人、保険計理人が保険事業法 81 条に定める管理能力、経験、専門家の知見についての水準を満たすこと。

— 保険業法では保険会社と同様の監督規定が適用されるが、特徴的な規制としては、①一定額（最低 2 億円）の供託（190 条 1 項）、②日本における代表者の選任（187 条 2 項）、③資産の国内保有義務（197 条）がある。本店が国内に存在しないために、自国内（日本・ベトナム）で保険契約者の資産を確保するための工夫がなされている。

(3) 免許を受けたベトナム支店はベトナムの保険会社と同様に運営することが認められる。

— 日本の保険業法においては明文で定められていないが、同様の結論となる。

4 | 外国投資家による出資割合(68 条)

外国投資家は保険会社または再保険会社の定款資本の 100%を所有することができる。

— 保険業法には特段の規定がなく、ベトナムと同様に外資 100%保有の保険子会社が認められる。

5— おわりに

今回は保険会社の設立、支店の設立にかかわる規定をざっと見てきた。規定の細部の相違はあるが、規定の背景にある考え方は日本・ベトナムでそうは変わらないようだ。

ただし、たとえば支店として展開できるのは損害保険会社に限定され、かつ国家間の規定を要するなど厳格な規律が適用されている。欧州や日本でもそうだが、国際的な取引（国際海上保険など）が数多く行われる損害保険会社を除けば、監督の考え方として、支店ではなく、現地法人を設立する方向へ向かっている。これは、たとえば海外の親会社の経営が悪化した際に、自国内の支店に対してどのように対処すべきか、結構難しい問題が生ずることなどがあるからである。

次回は設立と運営免許（その 2）を述べる。